

入札公告（説明書）

令和5年3月24日

東日本高速道路株式会社 新潟支社長 梅木 秀郎

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』に記載のとおり実施します。

本工事は、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日推進工事（発注者指定方式）」である。

本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との協議、地元協議、用地確保等の進捗状況を踏まえた工事工程表を開示することにより、適切な工期設定の取組みを行う「工事工程表開示試行工事」である。

第1 基本事項（調達手続の概要）

1-1.	調達機関番号	417
1-2.	所在地番号	15
1-3.	品目分類番号	41
1-4.	契約件名（工事名）	北陸自動車道 上越管理事務所新築工事
1-5.	契約責任者	NEXCO 東日本 新潟支社長 梅木 秀郎
1-6.	契約担当部署	NEXCO 東日本 新潟支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒950-0917 新潟県新潟市中央区天神 1-1 (電話) 025-241-5116 (Mail) ki-r-niigata@e-nexco.co.jp
1-7.	競争契約の方法	一般競争入札
1-8.	競争参加資格の確認	事前審査方式（通知型）
1-9.	入札の方法	電子入札又は郵送入札
1-10.	落札者の決定方法	総合評価落札方式（技術提案評価型）
1-11.	見積活用方式の有無	有
1-12.	工事費内訳書の提出	必要 … 入札者に対する指示書[13] [16] を参照のこと
1-13.	入札保証	必要 … 入札者に対する指示書[15]を参照のこと
1-14.	履行保証	必要 … 入札者に対する指示書[29]を参照のこと
1-15.	契約書の作成	必要（電子契約による）…入札者に対する指示書[30]を参照のこと

1-16. 契約図書

(1) 本件工事請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。

なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

- ①入札公告（説明書） 本書
http://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/
- ②標準契約書案 http://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【施設工事契約書】を使用すること
- ③入札者に対する指示書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【電子入札】又は【郵送入札】を使用すること

- ④共通仕様書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【特記仕様書に記載の共通仕様書】を使用すること
- ⑤特記仕様書 https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
- ⑥その他契約（発注用）図面等 https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
- ⑦金抜設計書 https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service
- ⑧競争参加資格確認申請書 本書の様式1-1のとおり
- ⑨入札書 電子入札システムの様式又は③に示す入札者に対する指示書【郵送入札】指示書様式1のとおり
- ⑩工事費内訳書 上記⑦に示す金抜設計書により作成すること
- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要がある、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。
- (3) 競争参加希望者は、上記(1)の①から⑩に示す契約図書のうち URL が記載されている図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法（CD-R 配布等）により交付するので、上記 1-6. 契約担当部署へその旨申し出ること。
- (4) 契約図書の交付期間 **別表-1『契約手続き日程』のとおり**

第2 調達手続に付する事項（工事概要）

2-1. 工事概要

- (1) 工事場所 自) 新潟県上越市大字富岡
至) 新潟県上越市大字富岡
- (2) 工事内容 本件工事は、上越管理事務所及び料金所棟等附属棟の新築工事、それに伴う実施細部図作成、既設建物の解体、付帯する電気設備及び機械設備並びに屋外工事を含む一切の工事を行うものである。
- (3) 工事概算数量
- | | |
|---|----|
| 管理事務所棟新築（鉄骨造、4階建、約4,600 m ² ） | 1棟 |
| 料金所棟新築（鉄骨造、平屋建、約430 m ² ） | 1棟 |
| 電気室棟新築（鉄骨造、平屋建、約220 m ² ） | 1棟 |
| 受水槽棟新築（鉄骨造、平屋建、約35 m ² ） | 1棟 |
| 給油施設新築（鉄骨造、平屋建、約10 m ² ） | 1棟 |
| 管理事務所棟解体（鉄骨造、2階建、約2,000 m ² ） | 1棟 |
| 会議室・倉庫棟解体（鉄骨造、2階建、約200 m ² ） | 1棟 |
| 書類倉庫棟解体（鉄骨造、平屋建、約150 m ² ） | 1棟 |
| 自転車置場解体（鉄骨造、平屋建、約15 m ² ） | 1棟 |
| 受水槽室棟解体（鉄骨造、平屋建、約30 m ² ） | 1棟 |
| ゴミ仮置場解体（鉄骨造、平屋建、約15 m ² ） | 1棟 |
| お客様トイレ解体（鉄筋コンクリート造、平屋建、約15 m ² ） | 1棟 |
| プロパン庫解体（鉄骨造、平屋建、約5 m ² ） | 1棟 |
| 油庫解体（鉄骨造、平屋建、約20 m ² ） | 1棟 |
| 浄化槽上屋解体（鉄骨造、平屋建、約30 m ² ） | 1棟 |
| 浄化槽解体（鉄筋コンクリート造、175人槽） | 1棟 |
| 電気室棟解体（鉄骨造、平屋建、約180 m ² ） | 1棟 |
| 給油施設解体（鉄骨造、平屋建、約5 m ² ） | 1棟 |
- (4) 工期 契約保証取得の日の翌日から1,560日間

2-2. 余裕期間制度

本工事は、共通仕様書第12節「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保

等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意で設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、「工事打合簿」を監督員に提出し協議の上、工事に着手することができるものとする。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 120 日間

第 3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することができる者（以下「入札者」という。）は、次に示す事項をすべて満たす者とし、下記 3-3. に示す「競争参加資格確認申請書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（下記 3-3. (1) ①に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 5 年 3 月 31 日までに、工事種別「建築工事」に係る NEXCO 東日本の令和 3・4 年度競争参加資格を有する者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、対象工事の工事種別に係る競争参加資格の再認定を受けていること。）で、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数（以下「経営事項評価点数」という。）が、1,300 点以上の者であること（上記再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に算定された経営事項評価点数が、1,300 点以上であること。）、又は経営事項評価点数が 1300 点以上である者（上記の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に算定された経営事項評価点数が 1300 点以上であること。）による 2 者で構成された特定建設工事共同企業体・甲型（共同施工方式）（以下「特定 J V」という。）であること。なお、特定 J V の場合は、全ての構成員が 3-1. に示す競争参加資格を満たすこと。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く。）。
- (4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 4（新潟支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと（NEXCO 東日本が「地域 4（新潟支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。
- (5) 審査基準日において、平成 19 年度以降に元請としての完成及び引渡し完了した下記同種工事の施工実績を有すること。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が 20%以上である場合に限り施工実績として認める。

同種工事	道路、鉄道、空港又は河川等の公共的施設において鉄骨造で延床面積が 2,300 m ² 以上の建築物を新築、改築、増築した工事
------	---

本工事の競争参加資格においては、NEXCO 東日本が発注した工事であって、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされた工事は、企業の施工実績として認めない。

また、工事成績評定点合計（以下「評定点合計」という。）を発注者から通知されている場合で、次のイ)又はロ)に該当する工事は施工実績として認めない。

イ)NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が 65 点未満の工事

ロ)上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

- (6) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す本工事に係る設計業務等の受注者、当該設計業務等の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

- 1) 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- 2) 当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。

・本工事に係る設計業務等の受注者

・北陸自動車道 上越管理事務所建築設計業務

受注者：株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング

- (7) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に下記に示す施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連のある者でないこと。

なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

- 1) 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
- 2) 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。

・施工管理業務の受注者

・保全点検業務等（施設保全管理業務等）

受注者：株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング

- (8) 審査基準日において、特定JVを構成する場合は、次に示す事項を全て満たすこと。

- ① 全ての構成員が、上記(2)に示す工事種別に対応する建設業法の許可業種につき、許可を得てから5年以上の営業期間を有していること。ただし、許可を得てからの営業時期が5年未満であっても、相当の工事实績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると契約責任者が認める場合は、これを同等として取扱うことがある。
- ② 全ての構成員が、国家資格を有する主任技術者又は上記(2)に示す工事種別に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者を、本工事に専任で配置できること。
- ③ 「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」の案（入札者に対する指示書書式 1-1. 以下「協定書案」という。）が提出されていること。
- ④ 全ての構成員が 30%以上の出資比率を有し、かつ、代表者の出資比率が構成員中最大であること。

- (9) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ること

は、入札者に対する指示書 1 [1] 「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員 の 定義】

会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

- i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - a 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ii) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- iii) 組合の理事
- v) その他業務を執行する者であって、i) ～iv) までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合（同一の者が複数の特定 J V の構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。）。

- (10) 発注規模（契約制限価格）に応じた競争参加資格の区分等又は共同企業体の構成員の組合せ（以下「競争参加資格区分」という。）については、東日本高速道路株式会社契約事務処理要領「別表 1（工事参加者募集・選定表）」により規定しているところであるが、入札時（入札書提出期限日）の最新の労務費・原材料費・水道光熱電力料等を反映した契約制限価格による競争参加資格区分が、入札公告の競争参加資格で求めた等級や特定 J V の構成と異なるものになった場合でも、入札公告における競争参加資格については変更しない。

3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

- (1) 競争参加希望者は、次に示す「競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を作成しなければならない。また、作成にあたっては、別添「技術資料作成説明書」に従うこと。
 なお、技術資料に記載した内容を証明する書類については、申請書提出時に添付する必要はない。

申請書（様式）			記載事項
競争参加資格確認申請書（様式1-1）			必要事項を記載のうえ記名すること その他補足事項については、入札者に対する指示書[9][3]①を参照のこと
技術資料の提出について（様式1-2）			必要事項を記載のうえ記名すること。
技術資料 （様式2）	企業に求める 実績等	企業の同種工事 の施工実績	上記3-1.(5)に示す「同種工事」を満たす施工実績を記載すること
協定書案（入札者に対する指示書書式1-1）			特定JVにより本件競争入札へ参加を希望する者は、協定書案を入札者に対する指示書[9]及び指示書書式1-1に基づき作成すること。単体により競争参加を希望する者は作成不要である。 なお、提出する協定書案は、あくまでも案であるため、競争参加資格申請の時点で構成員の押印を必要としないが、落札者となった場合には、協定書案と同内容の協定書を構成員間で締結しなければならないことに留意すること。

- (2) 競争参加希望者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

3-3. 競争参加資格確認申請

- (1) 競争参加希望者は、本件入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請を行わなければならない。

- ① 提出期間 **別表-1『契約手続き日程』のとおり**
- ② 提出場所 **上記1-6. 契約担当部署**
- ③ 提出方法 **① 申請書の提出日において、NEXCO 東日本電子入札システム利用者登録**

済みの者

電子入札システムにより提出すること。

※ 申請書類が添付可能な総容量を超える場合など電子入札システムによれない場合は、**書留郵便等^(注)又は電子メール**による提出とし、入札者に対する指示書 [9] [2] を参照のこと。

- (1) **書留郵便等^(注)**による提出の場合

上記3-2. 競争参加資格確認申請書の作成により作成した「申請書」を2部（正1部、副1部）**書留郵便等^(注)**により提出すること。

また、同時に電子入札システムにおいても「競争参加資格確認申請書」画面の添付欄に「指示書様式1（郵送提出について）」（PDF形式）を添付し申請して下さい。

- (2) **電子メール**による提出の場合

担当者連絡先届（[入札者に対する指示書様式]）で指定した電子メールアドレスより、上記3-2. 競争参加資格確認申請書の作成により作成した「申請書」を契約担当部署宛アドレス<<ki-r-

niiyata@e-nexco. co. jp》に提出すること。

なお、担当者連絡先届（[入札者に対する指示書様式]）により指定したメールアドレス以外での電子メールによる提出は受け付けないので、注意すること。

また、同時に電子入札システムにおいても「競争参加資格確認申請書」画面の添付欄に「競争参加資格確認申請書（様式1-1）」（PDF形式）を添付し申請して下さい。

(注) 書留郵便等とは、郵便又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条2項）のうち、受領署名又は押印を必要とする方法を指します。（入札者に対する指示書冒頭の「お知らせ」を参照。以下、同じ）

② 申請書の提出日において、NEXCO 東日本電子入札システム利用者登録が未了の者

書留郵便等又は電子メールにより提出することとし、上記①（1）又は（2）のいずれかの方法により提出すること。

※提出されたデータのファイル形式の誤りなど、形式的かつ極めて軽微な誤りに限り、追加提出を認める場合があります。（※記載漏れ等による追加提出は認めません。）

※②の該当者は申請書提出以後の手続きにおいても電子入札システムによる手続きは不可とする。

④ 申請書類 上記3-2. 競争参加資格確認申請書の作成により作成した「申請書」

(2) 競争参加希望者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[9][2]を参照のこと。

3-4. 競争参加資格の確認

(1) 契約責任者は、競争参加希望者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

※確認結果通知予定日 **別表1『契約手続き日程』のとおり**

(2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある競争参加希望者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。

なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示す。

(3) その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[10]及び[11]を参照のこと。

第4 総合評価落札方式

4-1. 総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式（技術提案評価型）とは、上記3-4. 競争参加資格の確認において、競争参加資格があると認められた入札者から当社が示す設計図書に基づく標準案に対する技術提案書の提出を求め、その提案内容に基づき技術的な評価を行う技術評価と契約制限価格の制限の範囲内で入札を行った入札者の入札価格に基づく価格評価をそれぞれ行い、これらを総合的に評価することによりNEXCO 東日本にとって最も有利な者を落札予定者と決定する方式をいう。

なお、落札予定者の決定方法は、下記6-3. 落札予定者の決定に示す。

4-2. 技術評価の評価項目等

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術提案書に係る評価項目及び配点は次のとおりとし、技術評価の配点合計は30点とする。

評価項目			配点
技術提案	評価項目①	杭工事における品質確保のための具体的な技術提案	15点
	評価項目②	工程確保のため、積雪寒冷地における計画的な資材調達、冬季間の工事進捗など工期遅延リスクの最小化に関する技術提案	15点
技術評価点（満点）			30点

4-3. 技術提案書の作成

入札者は、次に示す「技術提案書」を作成しなければならない。また、作成にあたっては、別添「技術提案書作成説明書」に従うこと。

確認書（様式）	作成にかかる留意事項
（様式-提案1） 技術提案書の提出について	◇必要事項を記載のうえ記名すること
（様式-提案2） 技術提案書（1／3）	◇必要事項を記載のうえ記名すること
（様式-提案3、4） 技術提案書（2／3） 技術提案書（3／3）	<p>◇評価項目①②ごとに1つまでの技術提案を記載すること</p> <p>◇技術提案毎に A4 サイズ1枚（片面） を限度として提案を行うこと （例：評価項目①に対し1つの技術提案、評価項目②に対し1つの技術提案を行う場合の技術提案書の最大枚数は「A4 サイズ2枚」。）</p> <p>◇技術提案の内容を補足する図面等がある場合は、評価項目ごとに A4 又は A3 サイズ1枚（いずれも片面） に限り添付することができる。</p> <p>◇複数の施工技術を用いた提案の取扱い 複数の施工技術を用いた内容であると認められる場合は、当該技術提案は評価の対象としない。ただし、1つの技術提案の効果が複数の施工技術を組み合わせなければ発揮できないなど一体不可分な形態であって、かつ、一般的にも同様の組み合わせで施工されているものと認められた場合は、1つの施工技術を用いているものとして扱う。</p> <p>◇過度なコスト負担を要する提案の取扱い 評価項目に対するより優れた提案であっても、過度なコスト負担を要する提案は、過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価とはしない（提案としては評価する）。</p>

4-4. 技術提案書の提出

入札者は、技術提案の有無にかかわらず、次に示すとおり技術提案書の提出を行わなければならない。

- ① 提出期限
- ② 提出場所
- ③ 提出方法

別表1『契約手続き日程』のとおり

上記1-6. 契約担当部署

上記3-3. (1) ③提出方法① (1) 又は (2) と同様に技術提案書を **書留郵便等又は電子メール** により提出すること。

なお、**書留郵便等** により提出する場合、提出部数は4部（正1部、副3部）とする。

4-5. 技術提案の内容に関するヒアリング等

- (1) 技術提案が有るとして技術提案書の提出を行ったすべての入札者に対し、個別に、技術提案の内容にかかるヒアリング（技術交渉）を行うので、入札者はこれに応じなければならない。
- (2) ヒアリングの実施日時は、別表1『契約手続き日程』のとおり予定しており、詳細な日時、参加者等については、申請書（様式1-1）に記載された入札者の担当者宛て別途連絡を行う。
- (3) ヒアリングの結果、NEXCO 東日本が入札者に対し技術提案の改善を求めた場合又は入札者から技術提案の改善希望があった場合、入札者は、次に示すとおり改善技術提案書を提出するものとする。

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 提出期限 ② 提出場所 ③ 提出方法 | <p>別表1『契約手続き日程』のとおり</p> <p>上記1-6. 契約担当部署</p> <p>上記4-4. ③提出方法と同様に改善技術提案書を<u>書留郵便等又は電子メール</u>により提出すること。</p> |
|--|--|

4-6. 技術提案書の採否の確認等

- (1) 契約責任者は、入札者からの技術提案書（又は改善技術提案書）に基づき、当該入札者の技術提案書の採否について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

※確認結果通知予定日 **別表1『契約手続き日程』のとおり**

- (2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある入札者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。

なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示す。

- (3) 契約責任者は、上記(1)において技術提案書の採否の確認の他、採用するとした技術提案書の内容を下表に示す基準に基づき評価する。

なお、評価した内容は、落札者決定後入札状況調査書において公表を行う。

評価項目			評価基準				
技術提案	評価項目①／評価項目②	性能・機能等／社会要請	性能・機能／特別な安全対策	評価は、技術提案ごとに各評価者が下表の評価基準に基づき評価（採否及び評価点の付与）を行い、各評価者の評定点の和を評価者数で除した値をその技術評価項目の評定点とする。（小数第4位以下切捨て）			
				評価	評価基準	評価項目①	評価項目②
				優	内容が具体的で確実な効果が期待できる優れた提案である。	15.000点	15.000点
				良上	優と良の中間の提案である。	11.250点	11.250点
				良	内容が具体的で効果が期待できる優れた提案である。	7.500点	7.500点
				良下	良と可の中間の提案である。	3.750点	3.750点
				可 評価なし	内容が標準案と同程度であり効果が期待できない提案である。	0点	0点
				提案なし 不採用	・技術提案書に技術提案を「無し」で提出し、かつ、標準案による施工の意思を示している。 ・技術提案が不採用となり、かつ、不採用の場合に標準案による施工の意思を「有り」としている。	0点	0点
欠格	・技術提案書を未提出又は白紙提出 ・技術提案が不採用となり、かつ、不採用の場合に標準案による施工の意思を「無し」としている、又は施工意思が「有り」と判断できない。	欠格	欠格				
◇留意事項							

			<p>① 求める評価項目に対する技術提案の全て又は一部が、本工事の設計図書に適合しない、関連法令に抵触する若しくは本工事で採用できない場合、当該技術提案を不採用とする。</p> <p>② 求める評価項目に対する技術提案の全てを不採用とした場合、提出された技術提案書で示されている不採用の場合の標準案による施工意思の有無に従い対処するものとする。</p> <p>③ 技術提案の一部を不採用とした場合、当該箇所を除いた記載内容に対して評価点を付与する。</p> <p>④ 不採用とした以外の全ての技術提案は履行義務を負うものとする。</p> <p>⑤ 1つの評価項目に対し、1つを超える技術提案が記載されている場合、記載順に1つの技術提案で評価を行い、1つを超える技術提案は加點評価の対象としない。ただし、1つを超えて記載された技術提案についても採否の判定を行い、不採用とされたものを除いて履行義務を負うものとする。</p> <p>⑥ 添付資料を参照しないと当該技術提案の評価が不能である場合、当該技術提案を不採用とする。</p> <p>⑦ 技術提案の記載内容と添付資料に齟齬がある場合、添付資料は評価に用いない。</p> <p>⑧ 1つの技術提案が、1つの施工技術を用いた内容となっておらず、複数の施工技術を用いた内容であると認められる場合は、当該技術提案は評価の対象としない。ただし、それぞれの施工技術が一体不可分であり、一連で機能・性能を発揮するものは、1つの施工技術とみなし評価対象とする。</p> <p>【複数と認められ加點評価の対象としない提案例】</p> <p>提案内容：○○に関する提案</p> <p>施工方法等：××を行う ▼▼を行う ■■を行う</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 異なる着目点、施工段階及び対象に対する複数の施工技術を用いる提案や個別の施工技術を複数組み合わせることにより、より効果を高める提案。 </div> <p>⑨ 過度なコスト負担を要する提案は、評価項目に対するより優れた提案であっても、他の過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価とはしない。ただし、提案としては評価する。</p> <p>本件工事における過度なコスト負担を要する提案は、下記の事例を想定している。</p> <p>評価項目① ・工法、材料の仕様を変更する提案</p> <p>評価項目② ・作業員を追加配置する提案</p>
--	--	--	---

第5 見積活用方式

- (1) 本件は、入札前に入札者に対しNEXCO 東日本が指定する項目に係る参考見積書の提出を求め、その参考見積書を活用して契約制限価格の設定を行う見積活用方式（以下「本方式」という。）の対象工事である。
- (2) 見積活用方式の概要

本方式は、NEXCO 東日本が金抜設計書の摘要欄に「見積対象」と記載した項目について、入札者から参考見積書の提出を求め、参考見積書提出後 NEXCO 東日本が、参考見積書に記載された内容（設計図書及び技術提案内容の性能・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるか）について確認を行い、確認過程で必要に応じて見積内容に関する問合せを入札者に対し行い、参考見積書に変更が生じる

場合に当該入札者に訂正参考見積書の提出を求めるなどした後、NEXCO 東日本が合理性・現実性があると認めた入札者で技術評価点が最も高く、かつ総額が最も安価な者が提出した参考見積書又は訂正参考見積書（これら以下「最終参考見積書」という。）の最終参考見積書を活用して契約制限価格の設定する方式をいう。

(3) 参考見積書の提出期限等

入札者は、「見積対象」とされた項目の参考見積書を、次に示すとおり提出しなければならない。

- ① 参考見積書提出期間 **別表 1『契約手続き日程』のとおり**
- ② 参考見積書提出場所 上記 1-6. 契約担当部署のとおり
- ③ 参考見積書提出方法 上記 3-3. (1) ③提出方法① (1) 又は (2) と同様に参考見積書を **書留郵便等**により提出すること
- ④ 提出書類 **書留郵便等で以下全てを提出すること**（部数：正 1 部）
 - i) 参考見積書データ（様式-見積 1, 2（別紙含む）及び添付資料）を出力した書面
 - ii) 参考見積書データ（様式-見積 2（別紙含む）：Microsoft Excel 形式及び添付資料：PDF 形式）を保存した CD-R 等

※提出されたデータのファイル形式の誤りなど、形式的かつ極めて軽微な誤りに限り、追加提出を認める場合があります。（※記載漏れ等による追加提出は認めません。）

(4) 参考見積書に関する問合せ

参考見積書提出後、NEXCO 東日本が行う見積内容の過程において、見積内容等に疑義が生じた場合など必要に応じて入札者に対し確認を行う参考見積書に関する問合せは、参考見積書提出期限以後、**別表 1『契約手続き日程』のとおり** 予定し、申請書に記載された担当者宛に連絡を行う。

なお、参考見積書に関する問合せの方法は、担当者宛に連絡し日時を定めたうえ Web 会議システム、電子メール、電話又は対面により問合せを行うことを想定している。

(5) 訂正参考見積書の提出期限等

入札者は、上記(4)の問合せにおいて、参考見積書の内容に訂正が必要となった場合は、次に示すとおり訂正参考見積書を提出しなければならない。

- ① 訂正参考見積書提出期間 **別表 1『契約手続き日程』のとおり**
- ② 訂正参考見積書提出場所 上記 1-6. 契約担当部署のとおり
- ③ 訂正参考見積書提出方法 上記 (3) ③参考見積書提出方法と同様に訂正参考見積書を **書留郵便等**により提出すること。
- ④ 提出書類 (3) ④提出書類と同様の方法により訂正参考見積書を提出すること。

なお、上記(4)による問合せの有無にかかわらず、本項により提出する訂正参考見積書は、入札者自らが参考見積書に訂正が必要と判断した場合にのみ提出するものとする。

(6) 上記(3)若しくは必要に応じて上記(6)に示す提出期限までに参考見積書又は訂正参考見積書または訂正参考見積書の提出がされない場合は、当該入札者は、以後の入札手続きに参加することができないものとする。また、当該入札者がその後に入札を行った場合であっても、その入札は無効として取扱う。

(7) 入札者は、最終参考見積書に基づいた入札を行うものとするが、最終参考見積書に記載された見積対象項目の総額は、入札時に最終参考見積書を超えない限り変更ができるものとし、最終参考見積書に記載された見積対象項目の総額を超える場合には、当該入札者が行った入札は無効とする。

(8) 契約制限価格の設定以降、1 回目の開札執行までの期間において、契約制限価格に活用した最終参考見積書を提出した入札者が入札を辞退した場合、又は入札書が無効になった場合は、入札手続きを保留し、1 回目の入札において有効な入札を行った者の最終参考見積書を活用し契約制限価格を算出し直すこととする。

なお、再度入札に移行した場合においては、再度入札の手続き中に、契約制限価格に活用した最終参考見積書を提出した入札者が入札を辞退した場合、又は入札書が無効になった場合であっても、契約制限価格の算出し直しは行わない。

- (9) 入札者は、入札書を当社に提出するまでの間は、いつでも自由に入札を辞退することができる。また、辞退を理由として不利益な取り扱いはしない。
- (10) 最終参考見積書において、当社が指定した項目の名称、単位、数量等が著しく異なる場合は、入札者に異なる理由等について聞き取りを行ったうえ、聞き取りを行った事由が不相当と認められる場合は、当社に対する入札妨害行為があったものと判断し、当該入札者に対し、当該調達に係る競争参加資格を取り消す場合があるほか、競争参加資格停止等の措置を講じる場合がある。
- (11) 契約後、入札前に提出した最終参考見積書と契約後の実態に基づく比較を行う「実績価格調査票」の提出を求めるとともに実績価格調査票に疑義がある場合は、施工体制点検などの場を活用して受注者や下請負人に聞き取り調査を行う場合があり、受注者はこれに協力するものとする。

第6 入札・開札・落札予定者の決定

6-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。

- | | |
|-------------------|--|
| ① 入札書 | 入札者に対する指示書[12]を参照のこと |
| ② 工事費内訳書 | 入札者に対する指示書[13] [16] を参照のこと |
| | [電子入札の場合] |
| | Microsoft Excel データを添付すること |
| | [郵送入札の場合] |
| | 工事内訳書データを出力した書面及び工事内訳書データ (Microsoft Excel) を保存した CD-R 等を添付すること |
| | ※使用する様式は、指示書様式の単価表又は金抜設計書とする。 |
| ③ 総合評定値通知書（経審）の写し | 入札者に対する指示書[14]を参照のこと |
| ④ 入札ボンド | 入札者に対する指示書[15]を参照のこと |

6-2. 入札及び開札

入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

- | | |
|------------|---|
| ① 入札書の提出期限 | 別表1『契約手続き日程』のとおり |
| ② 入札書の提出場所 | 上記 1-6. 契約担当部署 |
| ③ 入札書の提出方法 | 電子入札システム又は書留郵便等 により提出すること。
※入札者に対する指示書 [16] から [20] を参照のこと |
| ④ 開札執行日時 | 別表1『契約手続き日程』のとおり |
| ⑤ 開札執行場所 | 上記 1-6. 契約担当部署 |
| ⑥ その他 | 入札者は、上記 4-6. 技術提案書の採否確認等の採否確認結果通知において、提案した内容が採用された場合は、採用された技術提案の内容に基づく入札を行うこと。
なお、入札書の提出の際に、採用された技術提案の見直し提案等の再度の提示・提出は認めないものし、見直し提案等の事実が判明した場合は、当該入札者が行った入札は無効とする。 |

6-3. 落札予定者の決定

- (1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、総合評価落札方式「加算方式」に基づき算定した評価値が最も高い入札者を落札予定者と決定する。
- (2) 加算方式の評価値の算出方法は次のとおりとする。

①評価値（100点）＝価格評価点（70点）＋技術評価点（30点）

②価格評価点（配点15点＋定数55点）…次に示す算式により算定する。

価格評価点（配点15点＋定数55点）＝式①

なお、小数点4位以下は切り捨てとする。

（式①）

$$\text{式①} = \text{価格評価点の配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

1. 入札価格が調査基準価格を下回る場合の式①の評価は、0点とする。
2. 定数は、評価値を100点とするための補正值であり、本工事では55点とする。
3. 式①は小数点4位以下は切り捨てとする。

③技術評価点（配点30点）…上記4-6.(3)に示す評価基準により算定する。

- (3) 契約責任者は、落札予定者と決定した者に対し、技術資料に記載した内容を証明するための書類（以下「**証明書類**」という。）の提出を次に定めるとおり求めるものとし、落札予定者はこれに従わなければならない。

①**証明書類の提出期限** 提出依頼の翌日から7日以内（行政機関の休日を除く）に速やかに提出すること

②**証明書類の提出場所** 上記1-6. 契約担当部署

③**証明書類の提出方法** **書留郵便等又は電子メール**により提出すること。

証明書類受領後は、書類の訂正・差し替えは認めないので、十分に確認のうえ提出すること。

④**証明書類の内容** 技術資料作成説明書のとおり

契約責任者は、証明書類の確認の結果、申請書の内容に不備等があった場合、証明書類で申請書の記載内容が確認できない場合は、落札予定者が行った入札を無効とし、開札の結果による次順位者を落札予定者と決定して証明書類の提出を求めることとする。

なお、証明書類の確認の結果、申請書の内容に不備等があった場合には、その状況により競争参加資格停止等措置を講じる場合がある。

- (4) 入札者は、落札予定者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[21]を参照のこと。

6-4. 低入札価格調査

- (1) 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最高評価値の入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。

また、本件競争入札においては、数値的判断基準を設定しており、その価格を下回る入札の場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断する。

- (2) 低入札価格調査については、入札者に対する指示書[25]を参照のこと。

第7 その他

7-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

7-2. 質問の受付

(1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

- ① 受付期間 **別表1『契約手続き日程』のとおり**
- ② 受付場所 上記1-6. 契約担当部署
- ③ 受付方法 質問書面（別紙質問書様式）を**書留郵便等又は電子メール**により提出すること（受付期間内に必着のこと）。

持参・普通郵便・FAXによるものは受け付けない。なお、**書留郵便等**により提出する場合において、質問数が5問以上の場合は、質問書面のほか、質問書面を作成したファイルを記録したCD-R等も提出すること。

(2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。

- ① 回答予定日 質問書を受け取った日の翌日から原則として5日以内（行政機関の休日除く）
- ② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本契約件名」の「備考」）に掲載する
http://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service

(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

<http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

7-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[27]に該当する入札は無効とする。

7-4. 支払条件

- (1) 前金払 請負代金額が500万円以上の場合には「有」、500万円未満の場合には「無」
「有」の場合は請負契約書35条1項に基づき前金払の請求をすることができる。
- (2) 部分払：有 請負契約書38条1項に基づき部分払の請求をすることができる。

7-5. WTOに規定する継続工事の有無

本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方と随意契約の方法により締結する予定の有無：無

7-6. 単品スライド条項の適用

請負契約書26条5項（単品スライド）及び同条第6項（インフレスライド）について適用する。

7-7. 苦情申立て

本入札手続における競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情検討委員会事務局、電話 03-5253-2111（代表））に対して苦情の申立てを行うことができる。

7-8. 契約後の技術提案の取扱い

- (1) 本工事の受注者は、上記4-6. 技術提案書の採否確認等の確認結果通知において、提案した内容が採用されている場合は、施工計画書に技術提案の内容に関する事項を記載するものとし、技術提案の内容に係る施工に先立ち、その履行確認方法をNEXCO 東日本と協議を行うこと。
- (2) 工事中における採用された技術提案の内容の変更は原則認めない。
ただし、受注者から合理的な理由に基づく技術提案内容変更の申し出があり、かつその変更する内容が上記4-6. 技術提案書の採否確認等で採用された技術提案（以下「採用された技術提案」という。）を下回らないと認められた場合は、この限りではない。

なお、この場合、変更された提案内容を採用する場合、電気通信工事共通仕様書「第 62 節 V E 提案に関する事項」は適用しない。

- (3) 工事中において採用された技術提案内容の履行が、受注者の責によらず、請負契約書第 18 条や第 19 条等発注者の理由により不可能となった場合は、採用された技術提案の履行義務は消滅する。
- (4) 採用された技術提案により、設計図書において施工方法等に関する指定のない部分について、受注者の責任は軽減されない。
- (5) NEXCO 東日本は、技術提案の内容について、工業所有権が設定されているものを除き、その内容が一般的に使用される状態となった場合は、本工事以外の工事等において無償で使用する場合がある。
- (6) 採用された技術提案の内容が、履行確認を行った結果、受注者の責により技術提案内容の履行が達成できないと認められ、再度の施工が困難あるいは合理的でないとして決定した場合は、本工事の請負工事成績評定点を減ずる（最大 10 点）。
また、請負契約書第 26 条の 2 に基づき未履行額を請求する。

7-9. 契約後の技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項

- (1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号）に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記を行った日から 3 年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍されていること。
- (2) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成 28 年 5 月 31 日付、国土建第 119 号）に該当する技術者を配置し、契約後に出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省土地・建設産業局（総合政策局を含む）建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し企業集団確認書の交付をうけていること。
- (3) 上記(1)又は(2)にかかる確認は、契約後の施工体制確認点検等において行う。

7-10. 競争参加資格に関する留意事項

- (1) 本工事の受注者、本工事の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事の下請負人、本工事の下請負人と資本若しくは人事面において関連のある者は、本工事の契約期間中、監督を担当する部署の「施工（調査等）管理業務」の入札に参加し又は施工（調査等）管理業務を請負うことはできない。
なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①又は②に該当する者である。
 - ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
 - ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

7-11. 入札の辞退

競争参加者は、入札書を提出する前において、自由に入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、入札に対する指示書の定めにかかわらず、上記 1-6. 契約担当部署へ辞退書を以下のとおり提出することとする。

なお、入札書の提出期限までに入札書・辞退書いずれも提出されなかった場合は、当該競争参加者は入札を辞退したものとみなす。

- ①競争参加資格申請を電子入札システムにより行った場合
電子入札システムの「入札書」作成画面において「辞退書」を提出

②競争参加資格確認申請書を書留郵便若しくは信書便により提出した場合
書留郵便若しくは信書便により提出

7-12. 閲覧資料

指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：無

7-13. その他

本件競争入札において入札の公正性を害する恐れが生じたときは、競争参加者に対して必要な調査を実施及び依頼することがある。

以 上

技術資料作成説明書（技術資料様式）

1. 競争参加資格確認申請における提出書類

競争参加資格確認申請において、下表に示す申請書の提出を行うこと。なお、申請内容を証明するための資料（以下「証明資料」という。）については、入札公告に記載のとおり、落札予定者と決定した者に対し提出を求めるものとする。

番号	様式内容
様式 1 - 1	競争参加資格確認申請書
様式 1 - 2	技術資料の提出について
様式 2	技術資料

・提出期限日 **別表 1 『契約手続き日程』** のとおり

2. 様式 2 技術資料のデータファイル提供について

様式 2（技術資料）については、xlsx 形式（Microsoft 社の「Excel2007」及びそれ以降のバージョンで作成したデータ。以下同じ。）のデータファイルで提供する。

3. 申請書及び証明資料の提出方法

申請書は、下記に示すファイル形式、ファイル名称により保存したデータを添付し、**電子入札システム、書留郵便等又は電子メール**により提出すること。

様式	様式内容	データ ファイル名	作成ファイル名	作成サイズ
様式 1 - 1	競争参加資格確認申請書	PDF 形式	様式 1 - 1_申請書（会社名）	A 4
様式 1 - 2	技術資料の提出について	PDF 形式	様式 1 - 2_技術資料の提出について（会社名）	A 4
様式 2	技術資料	xlsx 形式	様式 2_技術資料（会社名）	A 3

(1) **電子入札システム**により提出する場合

上表に示す申請書を**電子入札システム**により提出すること。

なお、申請書が添付可能な総容量を超えた場合は、入札者に対する指示書[9] [2] 及び下記に従い**書留郵便等又は電子メール**により提出すること。

①**書留郵便等**の場合

申請書の提出にあたっては、上表に示す作成サイズにて各様式を紙に印刷し、押印のうえ提出すること。提出部数は 2 部（正 1 部、副 1 部）とする。

なお、**様式 2**については **xlsx 形式で作成したデータファイルを CD-R 等で提出すること。**

また、同時に電子入札システムにおいても「競争参加資格確認申請書」画面の添付欄に「指示書様式 1（郵送提出について）」（PDF 形式）を添付し申請して下さい。

②**電子メール**の場合

申請書の提出にあたっては、上表に示す作成サイズ・ファイル名により、**様式 1 - 1、1 - 2**を

PDF形式、様式2をxlsx形式で作成し、保存したデータを添付のうえ提出すること。

また、担当者連絡先届（入札者に対する指示書様式）で指定した電子メールアドレスより、作成した申請書を契約担当部署宛アドレス《ki-r-niigata@e-nexco.co.jp》に提出すること。

なお、担当者連絡先届（[入札者に対する指示書様式]）により指定したメールアドレス以外での電子メールによる提出は受け付けないので、注意すること。

また、同時に電子入札システムにおいても「競争参加資格確認申請書」画面の添付欄に「競争参加資格確認申請書（様式1-1）」（PDF形式）を添付し申請して下さい。

(2) **書留郵便等又は電子メール**により提出する場合（郵送入札）

上表に示す申請書を上記（1）①又は②の提出方法により提出すること。

4. 技術資料（様式2）記載上の注意事項及び証明資料

各項目に係る記載上の注意事項及び証明資料の末尾にチェック欄を設けているので、注意事項等を踏まえた記載がなされているか入札者各自でチェックすること。

(1) 企業の同種工事の施工実績

平成 19 年度以降に元請けとして完成及び引渡しが完了した下記の同種工事の施工実績を有すること。		
同種工事	道路、鉄道、空港又は河川等の公共的施設において鉄骨造で延床面積が 2,300 m ² 以上の建築物を新築、改築、増築した工事	
記載上の注意事項	①平成 19 年度以降に元請けとして完成及び引渡しが完了した同種工事の施工実績を 1 件記載すること。	<input type="checkbox"/>
	②記載した工事が次のイ) 又はロ) に該当しないこと。 イ) NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が 65 点未満の工事 ロ) 上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事	<input type="checkbox"/>
	③共同企業体の構成員としての実績は出資比率が 20%以上であること。	<input type="checkbox"/>
証明資料	①当該工事のコリズ竣工工事カルテ受領書及び工事カルテの写しを添付すること。	<input type="checkbox"/>
	②コリズの登録内容で記載内容のすべてが確認できない場合、又はコリズに登録していない場合は、契約書、図面、特記仕様書等記載内容の証明ができる書類の写しを添付すること。	<input type="checkbox"/>
	③施工実績が平成 19 年度以降に完成及び引渡しが完了した工事である場合は、評価点合計を発注者から通知された写しを添付すること。 なお、平成 17 年 10 月 1 日以降に NEXCO 東日本に対して完成及び引渡しを行った工事であって、天災など受注者の責によらないやむを得ない事情により、評定点合計が記載された発注者からの通知文書（写し）を添付することができない場合は入札公告 1-6. 契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し、評定点合計を申請書の提出期限 5 日前（行政機関の休日を除く）までに照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せの上、必要書類を申請書の提出期限 5 日前（行政機関の休日を除く）までに 書留郵便等又は電子メール により提出すること。	<input type="checkbox"/>

技術提案書作成説明書

1. 技術提案書の提出

入札者は、入札公告に示す評価項目に対する技術提案の有無に応じて、下表に示す技術提案書及び見積書を作成し提出を行うこと。なお、技術提案書の提出に併せ、技術提案の記載内容を補足するための資料(以下「添付資料」という。)を提出することができる。

番号	様式内容	作成サイズ
様式-提案1	技術提案書の提出について	A4
様式-提案2	技術提案書(1/3)	A4
様式-提案3	技術提案書(2/3)	A4
様式-提案4	技術提案書(3/3)	A4

・提出期限日 **別表1『契約手続き日程』**のとおり

2. 技術提案書及び添付資料の提出方法

技術提案書及び添付資料の提出方法は、**書留郵便等又は電子メール**とする。

①書留郵便等の場合

申請書の提出にあたっては、上表に示す作成サイズにて各様式を紙に印刷のうえ提出すること。提出部数は4部(正1部、副3部)とする。

②電子メールの場合

申請書の提出にあたっては、上表に示す作成サイズにより、**様式-提案1～4をPDF形式で作成し**、保存したデータを添付のうえ提出すること。

また、担当者連絡先届(入札者に対する指示書様式)を提出していない場合、担当者連絡先届を提出のうえ、指定した電子メールアドレスより、作成した技術提案書を契約担当部署宛アドレス《**ki-r-niigata@e-nexco.co.jp**》に提出すること。

ただし、担当者連絡先届([入札者に対する指示書様式])により指定したメールアドレス以外での電子メールによる提出は受け付けないので、注意すること。

3. 技術提案書の作成

入札者は、評価項目に対する技術提案の有無に応じて、下記の様式により技術提案書を作成すること。

入札者が技術提案を行う範囲	提出様式
① 全ての評価項目に対し技術提案を行う場合	「様式-提案2」及びすべての評価項目の「様式-提案3、4」
② 評価項目に対し、技術提案を行うものと、技術提案は行わず、設計図書に示す標準案に基づく施工を行うものがある場合	「様式-提案2」及び提案を行う評価項目の「様式-提案3、4」
③ 全ての評価項目に対し技術提案は行わず、設計図書に示す標準案に基づく施工を行う場合	「様式-提案2」のみ

4. 技術提案書の記載上の注意事項及び添付資料

各項目に係る記載上の注意事項及び添付書類の末尾にチェック欄を設けているので、注意事項等を踏まえた記載がなされているか入札者各自でチェックすること。

(1) 技術提案書 (1 / 3) (様式-提案2)

記載上の注意事項	①入札者より本様式の提出がない場合又は記載内容に不備がある場合は、技術提案書の提出がないものとして扱い、当該者は入札に参加することができないものとする。	<input type="checkbox"/>
	②求める評価項目ごとに、技術提案を行う意思の「有・無」、及び、提出した技術提案が不採用となった場合の標準案による施工意思の「有・無」を記載すること。	<input type="checkbox"/>
	③上記において、標準案による施工意思を「無」と記載した技術提案が不採用となった場合、入札者は入札に参加することができないものとする。	<input type="checkbox"/>

(2) 技術提案書 (2 / 3) (様式-提案3) 及び技術提案書 (3 / 3) (様式-提案4)

記載上の注意事項	①技術提案書は、求める技術提案ごとに、 A4 サイズ1枚 (片面) で記載すること。文字の大きさは 10 ポイント以上とし、図表を含んでも良いが判読可能であること。	<input type="checkbox"/>
	②1枚内に複数の技術提案が記載されていると判断した場合、それぞれを別の技術提案として扱うものとする。	<input type="checkbox"/>
	③1つの技術提案は、1つの施工技術により構成されている、品質や安全に寄与する施工上の工夫や取組みであること。 ただし、1つの技術提案の効果が複数の施工技術を組み合わせなければ発揮できないなど、一体不可分な施工の形態であって、かつ、一般的にも同様の組み合わせで施工されている場合は、当該技術提案は1つの施工技術を用いているものとして扱う。この場合、当該技術提案が、複数の施工技術の組合せによる一体不可分な施工の形態であること及び一般的に使用されていることを示す施工事例等を記載すること。 1つの技術提案が、1つの施工技術を用いた内容となっておらず、複数の施工技術を用いた内容であると認められる場合は、当該技術提案は評価の対象としない。	<input type="checkbox"/>
	④1つの評価項目に対し技術提案が1つを超えて記載されている場合、記載順の1つの技術提案で評価を行い、1つを超える技術提案は加點評価対象としない。ただし、1つを超えて記載された技術提案についても採否の評価を行い、不採用とされたものを除いて履行義務を負うものとする。	<input type="checkbox"/>
	⑤添付資料を参照しないと当該技術提案の評価が不能である場合、当該技術提案を不採用とする。	<input type="checkbox"/>
添付資料	①技術提案ごとに、技術提案の記載内容の確認のため、 A4 又は A3 サイズ1枚 (いずれも片面) に限り、資料 (施工状況写真、事例図面、カタログ抜粋等) を添付することができる。求める1つの技術提案に対し添付資料が1枚 (片面) を超える場合、添付資料の添付順に1枚 (片面) のみを評価に用いることとする。	<input type="checkbox"/>
	②技術提案の記載内容と添付資料に齟齬がある場合、添付資料は評価に用いない。	<input type="checkbox"/>

以上

様式一覧表

様式番号	様式名
様式 1 - 1	競争参加資格確認申請書
様式 1 - 2	技術資料の提出について
様式 2	技術資料
様式-提案 1	技術提案書の提出について
様式-提案 2	技術提案書 (1 / 3)
様式-提案 3	技術提案書 (2 / 3)
様式-提案 4	技術提案書 (3 / 3)
様式-見積 1	参考見積書の提出
様式-見積 2 (別紙含む)	参考見積書

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社

支社長 梅木 秀郎 殿

〒

住 所

会社名

代表者

担当者部署名

担当者氏名

TEL

FAX

E-mail

注意)「代表者」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、NEXCO 東日本でいう「契約責任者」と同じく、契約締結権限を有する者(=契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など)であればよい。

【入札公告日】令和 5 年 3 月 24 日

【工事件名】北陸自動車道 上越管理事務所新築工事

上記工事に係る競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、上記工事の入札公告において示された競争参加資格にかかる要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- ・当社は、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第 6 条に該当する法人ではありません。なお、同条第 4 項第六号に関しては、排除要請等の対象法人ではありません。
- ・当社は、上記工事に係る設計業務等の受注者、当該設計業務等の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある法人ではありません。
- ・当社は、上記工事の監督を担当する部署の施工管理業務の受注者、担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連のある者(以下、「受注者等」という。)として本工事の発注に関与した者ではありません。また、現に受注者等ではありません。
- ・当社と資本関係又は人的関係のある者は、上記工事の入札手続きには参加しません。(注 2)
- ・今後、落札者決定までの間において上記宣誓事項に変更が生じた場合は、速やかに書面をもって契約責任者宛に申し出ます。

記

1. 技術資料の提出について (様式 1 - 2)

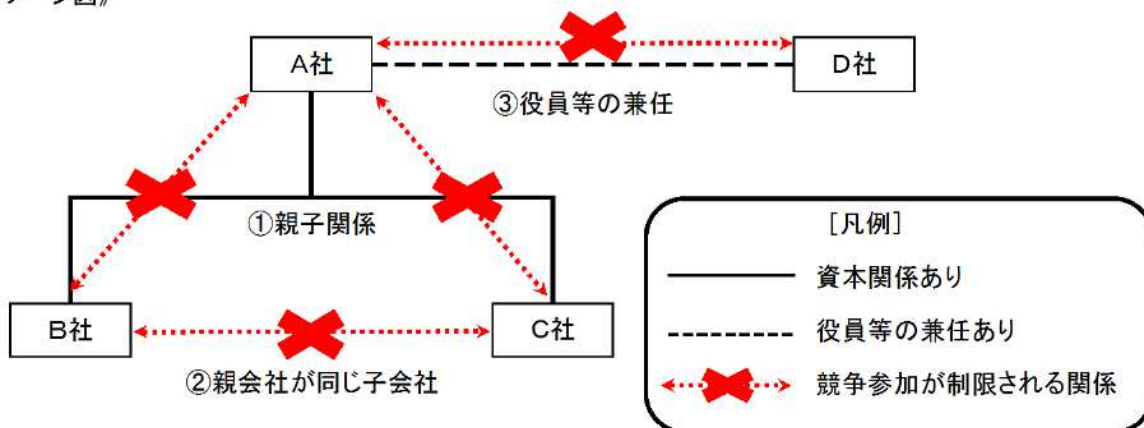
注)「入札に参加しようとする者の間の資本関係又は人的関係」については、別紙「競争参加が制限される入札参加者間の資本関係又は人的関係」をご確認下さい。なお、申請にあたり別紙の提出は不要です。

■競争参加が制限される入札参加者間の資本関係又は人的関係について

○競争参加が制限される関係(例)

- ①子会社と親会社の関係にある場合【資本関係】
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合【資本関係】
- ③役員等を兼任している場合【人的関係】

《イメージ図》



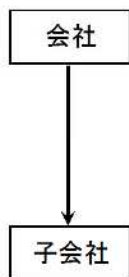
○子会社と親会社の関係(例)

ある会社からみた場合の子会社とされる会社の例は以下のとおりです。

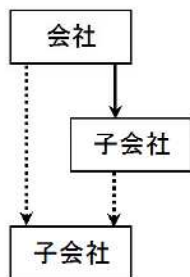
- ①議決権の過半数を有している場合
- ②ある会社と子会社をあわせて議決権の過半数を有している場合
- ③子会社が議決権の過半数を有している場合

《イメージ図》

①議決権の過半数を直接有している場合



②ある会社と子会社をあわせて議決権の過半数を有している場合

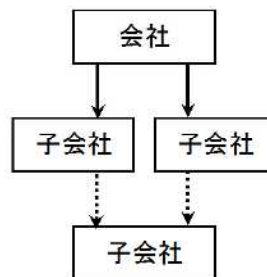


③子会社が議決権の過半数を有している場合

【パターン1】



【パターン2】



※この図の「子会社」からみた「会社」が親会社となる。

[凡例]

- 議決権の過半数を有している
- ⋯⋯⋯→ 合算すると議決権の過半数を有している

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社
支社長 梅木 秀郎 殿

住 所
会社名
代表者
担当者部署名
担当者氏名
TEL
FAX
E-mail

注意)「代表者」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、NEXCO 東日本でいう「契約責任者」と同じく、契約締結権限を有する者(=契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など)であればよい。

技術資料の提出について

令和5年3月24日付けで入札公告のありました「北陸自動車道 上越管理事務所新築工事」について、競争参加資格を有することを証明する技術資料を作成しましたので提出します。

記

- 1. 技術資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式2

以 上

技術資料

(総合評価落札方式・技術提案評価型)

競争参加資格審査基準			
審査項目	基準	確認	結果
企業評価 平成19年度以降の同種工事の施工実績	道路、鉄道、空港又は河川等の公共的施設において鉄骨造で延床面積が2,300m ² 以上の建築物を新築、改築、増築した工事	□	適・不適
	実績あり	□	
	実績なし	□	

競争参加資格審査結果 **適 ・ 不適**

工事名	北陸自動車道 上越管理事務所新築工事
会社名	〇〇〇〇株式会社

企業に求める実績等の記載欄【単体または特定JVの代表者】			摘 要
申請項目	申請者記載欄	確認	
道路、鉄道、空港又は河川等の公共的施設において鉄骨造で延床面積が2,300m ² 以上の建築物を新築、改築、増築した工事。 工事名称等	工事名	□	・記載及び証明資料は「技術資料作成説明書」4(1)による。また、「項目」中(※)の付されている事項は、該当するものを○で囲むこと。
	コリンズ登録番号	□	
	工事場所	□	
	契約金額	□	
	工期	□	
	発注者名	□	
	工事成績	00点	
	受注形態等(※)	単体 / 共同企業体	
	共同企業体の場合	協定方式(※)：甲 / 乙 出資比率：00%(〇〇建設00%)	
	工法・規模・寸法	□	

企業に求める実績等の記載欄【特定JVの代表者以外】			摘 要
申請項目	申請者記載欄	確認	
道路、鉄道、空港又は河川等の公共的施設において鉄骨造で延床面積が2,300m ² 以上の建築物を新築、改築、増築した工事。 工事名称等	工事名	□	・記載及び証明資料は「技術資料作成説明書」4(1)による。また、「項目」中(※)の付されている事項は、該当するものを○で囲むこと。
	コリンズ登録番号	□	
	工事場所	□	
	契約金額	□	
	工期	□	
	発注者名	□	
	工事成績	00点	
	受注形態等(※)	単体 / 共同企業体	
	共同企業体の場合	協定方式(※)：甲 / 乙 出資比率：00%(〇〇建設00%)	
	工法・規模・寸法	□	

提出日
令和〇年〇月〇日

様式2

記載上の注意事項

- ①本様式において申請者が記載するのは黄色着色欄のみである。 申請者記載欄
- ②本様式のピンク色の着色欄は当社にて使用するので加筆・修正・削除は行わないこと。 NEXCO東日本使用欄
- ③本様式は必要事項の記載後は1枚のxlsxファイルとなるように作成(変換)すること。

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社
支社長 梅木 秀郎 殿

住 所
会社名
代表者
担当者部署名
担当者氏名
TEL
FAX
E-mail

注意) 「代表者」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、NEXCO 東日本でいう「契約責任者」と同じく、契約締結権限を有する者(=契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など)であればよい。

技術提案書の提出について

令和 年 月 日付けで提出要請のありました「北陸自動車道 上越管理事務所新築工事」の技術提案書について、資料を作成しましたので提出します。

記

1. 技術提案書 (1 / 3) 様式-提案 2
2. 技術提案書 (2 / 3) 様式-提案 3
3. 技術提案書 (3 / 3) 様式-提案 4

以 上

技術提案書 (1/3)

会社名 〇〇 (株)

工事名 北陸自動車道 上越管理事務所新築工事

本工事に係る技術提案の有無及び標準案による施工意思の有無について下記のとおりといたします。

■評価項目①

杭工事における品質確保のための具体的な技術提案

1. 評価項目に対する技術提案の有無	有	無
	技術提案を行う場合に○を付すこと。	技術提案を行わず設計図書に示す標準案に基づく施工を行う場合に○を付すこと。
2. 評価項目に対する技術提案を「有」として、提出した技術提案が不採用となった場合の標準案による施工意思の有無	有	無
	技術提案が採用されなかった場合に標準案に基づいて施工する意思がある場合に○を付すこと。	技術提案が採用されなかった場合に標準案に基づいて施工する意思がない場合に○を付すこと。

■評価項目②

工程確保のため、積雪寒冷地における計画的な資材調達、冬季間の工事進捗など工期遅延リスクの最小化に関する技術提案

1. 評価項目に対する技術提案の有無	有	無
	技術提案を行う場合に○を付すこと。	技術提案を行わず設計図書に示す標準案に基づく施工を行う場合に○を付すこと。
2. 評価項目に対する技術提案を「有」として、提出した技術提案が不採用となった場合の標準案による施工意思の有無	有	無
	技術提案が採用されなかった場合に標準案に基づいて施工する意思がある場合に○を付すこと。	技術提案が採用されなかった場合に標準案に基づいて施工する意思がない場合に○を付すこと。

以上

技術提案書 (2/3) 【(改善)技術提案書】

会社名 〇〇 (株)

工事名 北陸自動車道 上越管理事務所新築工事

評価項目① 杭工事における品質確保のための具体的な技術提案

【技術提案(1)】 〇〇について

1. 概要・特徴

2. 施工方法及び改善効果等

※施工・安全・工程に関する計画等、採用工法・資機材等の実績・根拠等がある場合は、その内容を記載すること

施工実績: 〇〇工事(工期: 発注者:)

図 表

3. 履行確認方法

技術提案書 (3/3) 【(改善)技術提案書】

会社名 〇〇 (株)

工事名 北陸自動車道 上越管理事務所新築工事

評価項目②

工程確保のため、積雪寒冷地における計画的な資材調達、冬季間の工事進捗など工期遅延リスクの最小化に関する技術提案

【技術提案(1)】 〇〇について

1. 概要・特徴

2. 施工方法及び改善効果等

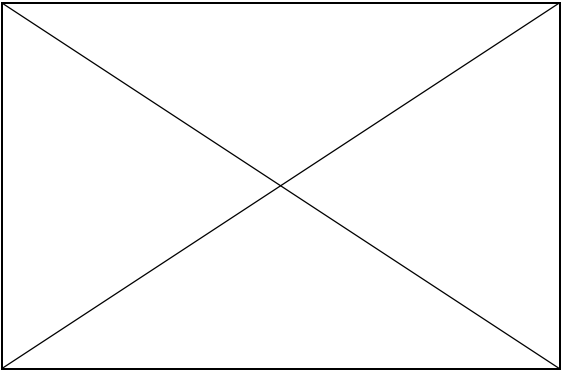
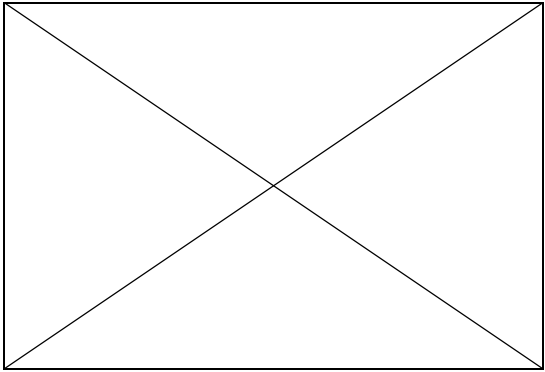
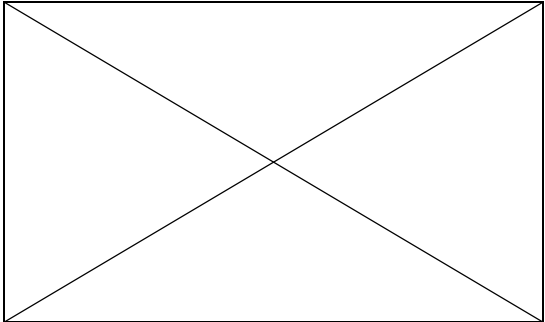
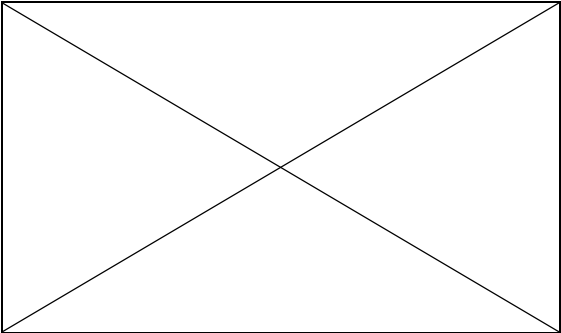
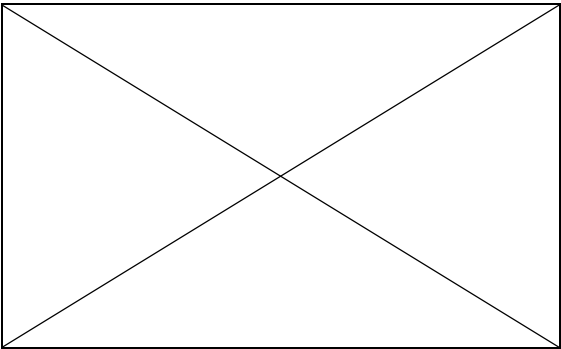
※施工・安全・工程に関する計画等、採用工法・資機材等の実績・根拠等がある場合は、その内容を記載すること

施工実績: 〇〇工事(工期: 発注者:)

図 表

3. 履行確認方法

参考：添付資料例

評価項目① 杭工事における品質確保のための具体的な技術提案																									
【技術提案1】 ○○について																									
○○○○施工事例写真 	○○○○事例事例図面 																								
○○○○カタログ抜粋 <table border="1" data-bbox="220 779 783 1099"><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>																									○○○○施工機械写真 
【技術提案2】 ○○について																									
○○○○施工事例図面 	○○○○カタログ抜粋 <table border="1" data-bbox="815 1223 1362 1554"><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>																								
○○○○作業手順図 	○○○○性能値比較事例 <table border="1" data-bbox="815 1767 1362 1939"><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>																								

※添付資料は、1つの技術提案あたり1枚（片面）（A3又はA4）までとする。

参考見積書の提出

【当社からの問合せにより参考見積書の訂正が必要となった場合は、「訂正参考見積書」として提出して下さい。】

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社

支社長 梅木 秀郎 殿

住 所
会社名
代表者
担当者部署名
担当者氏名
TEL
FAX
E-mail

注意)「代表者」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、NEXCO 東日本でいう「契約責任者」と同じく、契約締結権限を有する者(=契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など)であればよい。

令和 5 年 3 月 24 日付けで入札公告のありました「北陸自動車道 上越管理事務所新築工事」に係る見積活用方式対象項目の参考見積書を下記の書類を添えて提出します。

記

1. 参考見積書 (様式－見積 2 (別紙含む)、添付資料) (CD-R 含む)

様式一見積2

参考見積書

工事名) 北陸自動車道 上越管理事務所新築工事

* 図面、特記仕様書を熟読の上、単価を記載すること。

* 本書式記載の項目は全て見積対象とする。

会社名 _____

名称	単位	数量	単価	金額 A=①+②+③+④	備考
【設計費】					
管理事務所棟新築実施細部図作成	式	1			内訳は別紙による
料金所棟新築実施細部図作成	式	1			内訳は別紙による
電気室新築実施細部図作成	式	1			内訳は別紙による
受水槽室新築実施細部図作成	式	1			内訳は別紙による
給油施設新築実施細部図作成	式	1			内訳は別紙による
小計					設計費の計
【直接工事費】					
管理事務所棟新築工事					
建築工事	式	1			内訳は別紙による
電気設備工事	式	1			内訳は別紙による
機械設備工事	式	1			内訳は別紙による
料金所棟新築工事					
建築工事	式	1			内訳は別紙による
電気設備工事	式	1			内訳は別紙による
機械設備工事	式	1			内訳は別紙による
電気室新築工事					
建築工事	式	1			内訳は別紙による
電気設備工事	式	1			内訳は別紙による
機械設備工事	式	1			内訳は別紙による
受水槽室新築工事					
建築工事	式	1			内訳は別紙による
電気設備工事	式	1			内訳は別紙による
機械設備工事	式	1			内訳は別紙による
給油施設新築工事					
建築工事	式	1			内訳は別紙による
電気設備工事	式	1			内訳は別紙による
機械設備工事	式	1			内訳は別紙による
既設管理事務所棟解体工事					
建築工事	式	1			内訳は別紙による
発生材処分工事	式	1			内訳は別紙による
既設会議室棟解体工事					

名称	単位	数量	単価	金額 A=①+②+③+④	備考
建築工事	式	1			内訳は別紙による
発生材処分工事	式	1			内訳は別紙による
既設電気室解体工事					
建築工事	式	1			内訳は別紙による
発生材処分工事	式	1			内訳は別紙による
既設書類倉庫解体工事					
建築工事	式	1			内訳は別紙による
発生材処分工事	式	1			内訳は別紙による
既設自転車置場解体工事					
建築工事	式	1			内訳は別紙による
発生材処分工事	式	1			内訳は別紙による
既設プロパン庫解体工事					
建築工事	式	1			内訳は別紙による
発生材処分工事	式	1			内訳は別紙による
既設受水槽室解体工事					
建築工事	式	1			内訳は別紙による
発生材処分工事	式	1			内訳は別紙による
既設ゴミ置場解体工事					
建築工事	式	1			内訳は別紙による
発生材処分工事	式	1			内訳は別紙による
既設お客様トイレ解体工事					
建築工事	式	1			内訳は別紙による
発生材処分工事	式	1			内訳は別紙による
既設油庫解体工事					
建築工事	式	1			内訳は別紙による
発生材処分工事	式	1			内訳は別紙による
既設浄化槽解体工事					
建築工事	式	1			内訳は別紙による
発生材処分工事	式	1			内訳は別紙による
既設給油施設解体工事					
建築工事	式	1			内訳は別紙による
発生材処分工事	式	1			内訳は別紙による
既設外構解体工事					
建築工事	式	1			内訳は別紙による
電気設備工事	式	1			内訳は別紙による
機械設備工事	式	1			内訳は別紙による
外構工事	式	1			内訳は別紙による
小計					直接工事費の計
総額					設計費、直接工事費の総額

名称	単位	数量	単価	金額 A=①+②+③+④	備考
【記入上の注意事項】					
<input type="checkbox"/> ①本見積書の条件は、設計図書のとおりとする。					
<input type="checkbox"/> ②見積確認後の最終見積書の場合は「訂正参考見積書」と記入すること。					
<input type="checkbox"/> ③訂正参考見積書提出時の添付書類は交渉において提出を確認した資料を添付すること。					
<input type="checkbox"/> ④様式-見積2の項目を変更しないこと。					
<input type="checkbox"/> ⑤消費税及び地方消費税を含まない旨を明記すること。					
<input type="checkbox"/> ⑥納入場所における工場原価、現地着価格(一般管理費等諸経費は含まず)とする。					
<input type="checkbox"/> ⑦現地着価格は、工場原価+運搬費とし、試験調整・据付費を含めずに算出とする。					
<input type="checkbox"/> ⑧週休2日にかかる費用を含むものとする。					
【根拠書類】					
<input type="checkbox"/> ①様式-見積2に記載した価格の内訳を示す「別紙 見積項目内訳書」を作成し、 本見積書と併せて提出すること。					
<input type="checkbox"/> ②見積書に記載された価格の根拠を示す次の資料を求められた場合は速やかに提出すること(様式自由)					
〔直接工事費〕					
a) 過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合、過去の類似工事において工事内容が判断できる以下の資料					
i) 契約書類等の写し					
ii) 施工実態調査に類する歩掛が判断できる書類の写し					
iii) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し					
b) 施工費用の算出に用いた積算基準、施工歩掛基準、または下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合、取引先からの 当該工事内容に関する見積書の写し					
c) 自社保有の資材を使用する予定の場合は、保有していることを証する書類の写し					
d) 資材を購入する予定の場合取引先からの当該資材に関する見積書の写し					
〔製 作〕					
a) 当該機器等を自社で製作する場合					
i) 当社が設計図書に示した仕様書等を満足することがわかる資料の写し(過去に同等程度の機器を製作した仕様でも可能)					
ii) 見積書に記載された価格の内訳に関する資料					
b) 当該機器等を他社から納入する場合					
i) 当社が設計図書に示した仕様書等を満足することがわかる資料の写し(過去に同等程度の機器を製作した仕様でも可能)					
ii) 取引先からの当該資料に関する見積書の写し					
チェック欄を有効に活用し、必要書類が未添付とならないよう注意してください					

【別紙 見積項目内訳書】

見積項目内訳書は、概算見積額2の金額のもととなる明細の内訳を参考として示すものである。積算計上にあたり、見積項目内訳書(名称・単位・数量)と特記仕様書(適用する関連仕様書を含む)及び設計図との間に相違がある場合には、特記仕様書及び設計図を優先すること。なお、備考欄に「既費」と記載された項目は設計図面に記載のない項目であり、数量は概算数量である。

工事名) 北陸自動車道 上越管理事務所新築工事

Table with columns: 項目番号, 項目名称, 工種番号, 工種名称, 内訳番号, 内訳名称, 番号, 名称, 単位, 数量, 単価, 金額, 備考, ①過去の類似工事に基づき算出, ②下段等の取引先からの見積りに基づき算出, ③公共工事発注規程等の積算基準額により算出, 積算. The table lists construction items for a new office building, including structural steel, roof, and waterproofing details.

【別紙 見積項目内訳書】

工事名) 北陸自動車道 上越管理事務所新築工事

見積項目内訳書は、様式-見積2の金額のもととなる明細の内訳を参考として示すものである。積算計上にあたり、見積項目内訳書（名称・単位・数量）と特記仕様書（適用する関連仕様書を含む）及び設計図との間に相違がある場合は、特記仕様書及び設計図を優先すること。なお、備考欄に「既算」と記載された項目は設計図面に記載のない項目であり、数量は概算数量である。

Table with 15 columns: 項目番号, 項目名称, 工種番号, 工種名称, 内訳番号, 内訳名称, 番号, 名称, 単位, 数量, 単価, 金額, 備考, ①過去の類似工事に基つき算出, ②下請等の取引先からの見積りに基つき算出, ③公共工事発注規則等の積算基準額により算出, 摘要. The table contains approximately 200 rows of detailed construction cost breakdowns.

【別紙 見積項目内訳書】

工事名) 北陸自動車道 上越管理事務所新築工事

見積項目内訳書は、様式-見積2の金額のもととなる明細の内訳を参考として示すものである。積算計上にあたり、見積項目内訳書(名称・単位・数量)と特記仕様書(適用する関連仕様書を含む)及び設計図との間に相違がある場合は、特記仕様書及び設計図を優先すること。なお、備考欄に「既算」と記載された項目は設計図面に記載のない項目であり、数量は概算数量である。

Table with columns: 項目番号, 項目名称, 工種番号, 工種名称, 内訳番号, 内訳名称, 番号, 名称, 単位, 数量, 単価, 金額, 備考, ①過去の類似工事に基づき算出, ②下請等の取引先からの見積に基づき算出, ③公共工事発注機関等の積算基準等により算出, 摘要. The table contains 200 rows of detailed construction cost breakdowns.

【別紙 見積項目内訳書】

工事名) 北陸自動車道 上越管理事務所新築工事

見積項目内訳書は、様式-見積2の金額のもとなる明確の内訳を参考として示すものである。積算計上にあたり、見積項目内訳書(名称・単位・数量)と特記仕様書(適用する関連仕様書を含む)及び設計図との間に相違がある場合は、特記仕様書及び設計図を優先すること。なお、備考欄に「既算」と記載された項目は設計図面に記載のない項目であり、数量は概算数量である。

Table with columns: 項目番号, 項目名称, 工種番号, 工種名称, 内訳番号, 内訳名称, 番号, 名称, 単位, 数量, 単価, 金額, 備考, ①過去の類似工事に基つき算出, ②下請等の取引先からの見積りに基つき算出, ③公共工事基準注規則等の数量基準率により算出, 積算. The table contains a detailed list of construction items for a building project, including mechanical equipment, piping, and electrical work.

【別紙 見積項目内訳書】

工事名) 北陸自動車道 上越管理事務所新築工事

見積項目内訳書は、概式-見積2の金額のもととなる明細の内訳を参考として示すものである。積算計上にあたり、見積項目内訳書(名称・単位・数量)と特記仕様書(適用する関連仕様書を含む)及び設計図との間に相違がある場合は、特記仕様書及び設計図を優先すること。なお、備考欄に「既製」と記載された項目は設計図面に記載のない項目であり、数量は概算数量である。

Table with columns: 項目番号, 項目名称, 工種番号, 工種名称, 内訳番号, 内訳名称, 番号, 名称, 単位, 数量, 単価, 金額, 備考, ①過去の類似工事に基づき算出, ②下請等の取引先からの見積りに基づき算出, ③公共工事発注規則等の費算基準により算出, 積算

【別紙 見積項目内訳書】

見積項目内訳書は、様式-見積2の金額のもととなる明細の内訳を参考として示すものである。積算計上にあたり、見積項目内訳書（名称・単位・数量）と特記仕様書（適用する関連仕様書を含む）及び設計図との間に相違がある場合は、特記仕様書及び設計図を優先すること。なお、備考欄に「概算」と記載された項目は設計図面に記載のない項目であり、数量は概算数量である。

工事名) 北陸自動車道 上越管理事務所新築工事

項目 番号	項目名称	工 種 番号	工 種 名称	内 訳 番号	内 訳 名称	番 号	名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考	①過去の類似工事 に基づき算出	②下積等の取引先から の見積に基づき算出	③公共工事発注機関 等の積算基準額により 算出	摘 要	
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00010	解体撤去工事	7	緑石-3 撤去 地先境界ブロック 150x150x600	m	418								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00010	解体撤去工事	8	U型側溝-1 撤去 300B	m	119								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00010	解体撤去工事	9	同上クレーンクマ 撤去	m	119								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00010	解体撤去工事	10	U型側溝-2 撤去 150	m	38								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00010	解体撤去工事	11	同上クレーンクマ 撤去	m	28								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00010	解体撤去工事	12	側溝 スリットタイプ 撤去 クレシド溝	m	107								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00010	解体撤去工事	13	草寄せ部 雑草 撤去 H880	m	16.2								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00010	解体撤去工事	14	スロープ 撤去 W1360 L7770	m	7.8								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00010	解体撤去工事	15	コンクリートブロック 撤去 t150	m2	9.6								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00010	解体撤去工事	16	コンクリートベース 撤去	m	4.7								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00010	解体撤去工事	17	鉄メッシュネット 撤去 L15.77	m	2								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00010	解体撤去工事	18	ブロック基礎 撤去 750x750x1500	箇所	2								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00010	解体撤去工事	19	駐車場ケ-ト基礎 撤去 2750x600x200	箇所	3								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00010	解体撤去工事	20	車止め ① 撤去 φ75.3 SUS304 W1500xH800	箇所	34								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00010	解体撤去工事	21	車止め ② 撤去 φ60.5 SUS304 W750xH800	箇所	4								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00010	解体撤去工事	22	車止め ③ 撤去 φ60.5 SUS304 W1500x650	箇所	7								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00010	解体撤去工事	23	車止め ④ 撤去 φ60.5 SUS304 W490xH650	箇所	3								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00010	解体撤去工事	24	車止め基礎 撤去 250x250x250	箇所	96								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00010	解体撤去工事	25	門扉 撤去 スチール	箇所	1								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00010	解体撤去工事	26	門扉基礎 撤去 900x1000x1000	箇所	2								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00010	解体撤去工事	27	集水桝-1 撤去	箇所	1								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00020	発生材積込工事	1	発生材積込費 コンクリート類(有筋)	m3	302								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00020	発生材積込工事	2	発生材積込費 コンクリート類(無筋)	m3	10.1								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00020	発生材積込工事	3	発生材積込費 アスファルト類	m3	360								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00020	発生材積込工事	4	発生材積込費 がれき類	m3	19								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00020	発生材積込工事	5	発生材積込費 金属類(鉄くず)	m3	2.6								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00020	発生材積込工事	6	発生材積込費 金属類(アルミくず)	m3	9.9								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00020	発生材積込工事	7	発生材積込費 金属類(ステンレスくず)	m3	0.8								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00030	発生材運搬工事	1	発生材運搬費 コンクリート類(有筋)	t	601								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00030	発生材運搬工事	2	発生材運搬費 コンクリート類(無筋)	t	11.4								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00030	発生材運搬工事	3	発生材運搬費 アスファルト類	t	846								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00030	発生材運搬工事	4	発生材運搬費 がれき類	t	3.7								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00030	発生材運搬工事	5	発生材運搬費 金属類(鉄くず)	t	8.1								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00030	発生材運搬工事	6	発生材運搬費 金属類(アルミくず)	t	0.1								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00030	発生材運搬工事	7	発生材運搬費 金属類(ステンレスくず)	t	0.7								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00040	発生材処分工事	1	発生材処分費 コンクリート類(有筋)	t	601								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00040	発生材処分工事	2	発生材処分費 コンクリート類(無筋)	t	11.4								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00040	発生材処分工事	3	発生材処分費 アスファルト類	t	846								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00040	発生材処分工事	4	発生材処分費 がれき類	m3	19								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00040	発生材処分工事	5	スワップ処理 金属類(鉄くず)	t	8.1								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00040	発生材処分工事	6	スワップ処理 金属類(アルミくず)	t	0.1								
2180	既設外構解体工事	0010	建築工事	00040	発生材処分工事	7	スワップ処理 金属類(ステンレスくず)	t	0.7								
2180	既設外構解体工事	0020	電気設備工事	00010	解体撤去工事	1	CVケーブル 100' -3C 管内	m	134								
2180	既設外構解体工事	0020	電気設備工事	00010	解体撤去工事	2	CVケーブル 80' -3C 管内	m	268								
2180	既設外構解体工事	0020	電気設備工事	00010	解体撤去工事	3	CVケーブル 60' -3C 管内	m	271								
2180	既設外構解体工事	0020	電気設備工事	00010	解体撤去工事	4	CVケーブル 38' -3C 管内	m	211								
2180	既設外構解体工事	0020	電気設備工事	00010	解体撤去工事	5	CVケーブル 14' -3C 管内	m	367								
2180	既設外構解体工事	0020	電気設備工事	00010	解体撤去工事	6	CVケーブル 60' -4C 管内	m	605								
2180	既設外構解体工事	0020	電気設備工事	00010	解体撤去工事	7	CVケーブル 38' -4C 管内	m	203								
2180	既設外構解体工事	0020	電気設備工事	00010	解体撤去工事	8	CVケーブル 14' -4C 管内	m	345								
2180	既設外構解体工事	0020	電気設備工事	00010	解体撤去工事	9	CVケーブル 5.5' -4C 管内	m	78								
2180	既設外構解体工事	0020	電気設備工事	00010	解体撤去工事	10	CVケーブル 3.5' -3C 管内	m	68								
2180	既設外構解体工事	0020	電気設備工事	00010	解体撤去工事	11	CVケーブル 2' -3C 管内	m	72								
2180	既設外構解体工事	0020	電気設備工事	00010	解体撤去工事	12	CVケーブル 5.5' -2C 管内	m	134								
2180	既設外構解体工事	0020	電気設備工事	00010	解体撤去工事	13	CVケーブル 3.5' -2C 管内	m	54								
2180	既設外構解体工事	0020	電気設備工事	00010	解体撤去工事	14	CVケーブル 2' -2C 管内	m	44								
2180	既設外構解体工事	0020	電気設備工事	00010	解体撤去工事	15	FPケーブル 60' -2C 管内	m	134								
2180	既設外構解体工事	0020	電気設備工事	00010	解体撤去工事	16	FPケーブル 5.5' -2C 管内	m	69								
2180	既設外構解体工事	0020	電気設備工事	00010	解体撤去工事	17	CVケーブル 2' -5C 管内	m	61								
2180	既設外構解体工事	0020	電気設備工事	00010	解体撤去工事	18	CVケーブル 2' -2C 管内	m	345								
2180	既設外構解体工事	0020	電気設備工事	00010	解体撤去工事	19	CPEVケーブル 1.2-30P 管内	m	79								
2180	既設外構解体工事	0020	電気設備工事	00010	解体撤去工事	20	CPEVケーブル 1.2-10P 管内	m	50								
2180	既設外構解体工事	0020	電気設備工事	00010	解体撤去工事	21	CPEVケーブル 1.2-5P 管内	m	88								
2180	既設外構解体工事	0020	電気設備工事	00010	解体撤去工事	22	IV電線 60' 管内	m	11								
2180	既設外構解体工事	0020	電気設備工事	00010	解体撤去工事	23	IV電線 14' 管内	m	6								
2180	既設外構解体工事	0020	電気設備工事	00020	発生材積込工事	1	発生材積込費 金属類(鉄くず)	m3	2								
2180	既設外構解体工事	0020	電気設備工事	00030	発生材運搬工事	1	発生材運搬費 金属類(鉄くず)	t	5								
2180	既設外構解体工事	0020	電気設備工事	00040	発生材処分工事	1	スワップ処理 金属類(鉄くず)	t	5								
2180	既設外構解体工事	0030	機械設備工事	00010	解体撤去工事	1	配管用汎用鋼管(白) 25A	m	15.6								
2180	既設外構解体工事	0030	機械設備工事	00010	解体撤去工事	2	仕切弁 50A	個	9								
2180	既設外構解体工事	0030	機械設備工事	00010	解体撤去工事	3	仕切弁 65A	個	2								
2180	既設外構解体工事	0030	機械設備工事	00010	解体撤去工事	4	仕切弁 80A	個	1								
2180	既設外構解体工事	0030	機械設備工事	00010	解体撤去工事	5	仕切弁 100A	個	1								
2180	既設外構解体工事	0030	機械設備工事	00010	解体撤去工事	6	仕切弁 125A	個	1								
2180	既設外構解体工事	0030	機械設備工事	00010	解体撤去工事	7	仕切弁 150A	個	1								
2180	既設外構解体工事	0030	機械設備工事	00010	解体撤去工事	8	弁機 蓋 B2-A 300	個	12								
2180	既設外構解体工事	0030	機械設備工事	00010	解体撤去工事	9	弁機 蓋 B2-B 450	個	3								
2180	既設外構解体工事	0030	機械設備工事	00010	解体撤去工事	10	硬質塩化ビニル管(VP) 50A	m	94.6								
2180	既設外構解体工事	0030	機械設備工事	00010	解体撤去工事	11	硬質塩化ビニル管(VP) 65A	m	24.8								
2180	既設外構解体工事	0030	機械設備工事	0001													

質問書様式

契約件名	北陸自動車道 上越管理事務所新築工事	に係る問合せ
質問期限	令和 5 年 8 月 7 日 月 曜日 16 時 00 分まで	
注意事項	<p>黄色着色箇所のみに必要な事項を記載のうえ、質問受付期限までに契約担当部署に下記①又は②のいずれかの方法により提出すること。</p> <p>① 持参又は郵送（書留郵便若しくは信書便）の場合は、本ファイルデータを出力した書面を提出すること。なお、質問数が5問以上の場合は本ファイルデータを記録した CD-R も併せて提出すること。</p> <p>② 電子メールの場合は、本ファイルデータをメールに添付のうえ提出すること。（受信メールアドレス：ki-r-niigata@e-nexco.co.jp）</p>	

提出日		質問回数		回目
住所				
事業者名				
担当者名		部署		
電話番号及び FAX番号	(電 話)	電子メール		
	(FAX)			

質問 番号	資料の種類	ページ	章の 番号等	質 問 事 項	質問の趣旨
1					
2					
3					
4					
5					

※項目が不足した場合は質問行を適宜追加すること。

契約手続き日程

契約件名	北陸自動車道 上越管理事務所新築工事	
契約責任者	役職名	新潟支社長
	氏名	梅木 秀郎
契約担当部署	郵便番号	〒950-0917
	住所	新潟県新潟市中央区天神1-1
	部署名	NEXCO東日本 新潟支社 技術部 調達契約課
	電話番号	025-241-5116
	Mail	ki-r-niigata@e-nexco.co.jp
開札場所	NEXCO東日本 新潟支社 会議室	

入札公告日	令和5年3月24日 (金)
① 審査基準日 (入札公告3-1. 関係)	令和5年4月24日 (月)
② 契約図書の配布期間 (入札公告1-16. 関係)	令和5年3月24日 (金) から 令和5年4月24日 (月) まで 上記期間を過ぎた場合、ダウンロードできない図書があるので注意すること。
③ 本件競争入札に関する 質問受付期間 (入札公告7-2. 関係)	令和5年3月24日 (金) から 令和5年8月7日 (月) 16時00分まで 質問書面(質問書様式)を 書留郵便等^(注)又は電子メール により行政機関の休日を除く毎日16:00までに提出すること。
④ 質問に対する回答期間 (入札公告7-2. 関係)	質問書受領日の翌日から原則として5日以内(行政機関の休日を除く。)
⑤ 競争参加資格確認申請書の 提出期間 (入札公告3-3. 関係)	令和5年3月24日 (金) から 令和5年4月24日 (月) 16時00分まで 電子入札システム、書留郵便等^(注)又は電子メール により提出すること。 ① 電子入札システム の場合 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 ※提出書類が添付可能な総容量を超える場合は、入札者に対する指示書[9][2](6)に示すとおり提出書類を 書留郵便等^(注)又は電子メール により提出すること。 ② 書留郵便等^(注)又は電子メール の場合 入札者に対する指示書【郵送入札】[9]に従い、 書留郵便等^(注)又は電子メール により提出すること。なお、 書留郵便等^(注) により提出する場合は、2部(正1部、副1部)を提出すること。
⑥ 競争参加資格確認結果通知日 (入札公告3-4. 関係)	令和5年5月18日 (木) を予定

⑦ 競争参加資格がないと認められた理由の説明請求期限日 (入札公告3-4. 関係)	競争参加資格確認結果の通知日の翌日から7日以内（行政機関の休日除く。）
⑧ 技術提案書の提出期限 (入札公告4-4. 関係)	<p>令和5年5月29日 (月) 16時00分</p> <p>書留郵便等^(注)又は電子メールにより提出すること。 なお、書留郵便等^(注)により提出する場合は、4部（正1部、副3部）を提出すること。</p>
⑨ 技術提案書に関するヒアリング期間 (入札公告4-5. 関係)	<p>令和5年5月30日 (火) から</p> <p>令和5年6月20日 (火) までを予定</p>
⑩ 改善技術提案書提出期限 (入札公告4-5. 関係)	<p>令和5年6月28日 (水) 16時00分</p> <p>書留郵便等^(注)又は電子メールにより提出すること。</p>
⑪ 技術提案書の採否通知日 (入札公告4-6. 関係)	令和5年7月20日 (木) を予定
⑫ 参考見積書の提出期限 (入札公告5. 関係)	<p>令和5年4月24日 (月) 16時00分</p> <p>書留郵便等^(注)により提出すること。</p>
⑬ 参考見積書に関する問い合わせ期間 (入札公告5. 関係)	<p>令和5年5月19日 (金) から</p> <p>令和5年6月20日 (火) までを予定</p>
⑭ 訂正参考見積書提出期限 (入札公告5. 関係)	<p>令和5年6月28日 (水) 16時00分</p> <p>書留郵便等^(注)により提出すること。</p>
⑮ 入札書の提出期限 (入札公告6-2. 関係)	<p>令和5年8月21日 (月) 16時00分</p> <p>電子入札システム、書留郵便等^(注)により提出すること。（※電子メール不可）</p> <p>①電子入札システムの場合 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[17]を確認のうえ、次の提出書類を添付し提出すること。 提出書類：工事費内訳書データ(Microsoft Excel形式)、総合評価値通知書(写し:PDF形式) ※提出書類が添付可能な総容量を超える場合は、入札者に対する指示書[16][2]及び[17][2]に示すとおり提出書類を書留郵便等^(注)により提出すること。 ※入札保証を必要とする場合、入札 bond (原本)を別途、書留郵便等^(注)により提出すること。</p> <p>②書留郵便等^(注)の場合 入札者に対する指示書【郵送入札】[12]から[17]を確認のうえ、次の提出書類を同封のうえ、提出すること。 提出書類：工事費内訳書(出力書面)、工事費内訳書データ(Microsoft Excel形式)を保存したCD-R等及び総合評価値通知書(写し) ※入札保証を必要とする場合、入札 bond (原本)を同封のうえ、書留郵便等^(注)により提出すること。</p>

⑩ 開札日時 (入札公告6-2. 関係)	令和5年8月22日 (火) 13時30分
-------------------------	----------------------

(注)

「書留郵便等」とは、郵便又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項）のうち、受領署名又は押印を必要とする方法を指します。

(例) 一般書留郵便、簡易書留郵便、レターパックプラス [赤]、受領署名又は押印を必要とするバイク便など。

※普通郵便、レターパック[青]、ゆうパック、宅配便など、上記によらない方法の場合は受けません。

※令和4年4月1日付けで入札者に対する指示書の見直しを行っております。当社ホームページにて内容をご確認のうえ、手続きをお願いします。